

# 買 入 仕 様 書

第二管区海上保安本部

- 1 契約件名  
(塩釜合庁) A重油買入 (単価契約)

- 2 買入品目及び予定数量

品 目	規 格	予 定 数 量	備 考
A重油	1種1号 (硫黄分 0.5質量%以下) 日本産業規格 (JIS 規格) K2205 (重油)	30,000L	給油設備 ミニローリー

- 3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

- 4 履行 (納入) 場所

塩釜港湾合同庁舎敷地内重油タンク (容量20,000L×1基)  
(塩釜市貞山通3-4-1)

- 5 契約方法

- (1) 本件は、1L当たりの単価契約とする。
- (2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するときは、協議により変更することができる。

- 6 納入方法

- (1) 納入の日時・数量等については、第二管区海上保安本部総務部総務課担当職員 (以下「担当職員」という) からの通知を受け、これを遵守すること。
- (2) 納入にあたっては、担当職員と十分に打ち合わせを行い、漏油事故等の未然防止に万全の措置を講じること。
- (3) 納入に際しては、受注者が必ず立ち会うこと。
- (4) 納入の際は、納品書を担当職員に提出すること。

## 7 代金の請求・支払方法

- (1) 第二管区海上保安本部総務部総務課検査職員の納入検査の合格後、1ヶ月毎の支払いとする。
- (2) 発注後は、適法な請求書を受理後、代金を入居官署毎に支払うものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者は納入の依頼に対し、関係法令を遵守したうえで、対応できる体制と設備を備えておくこと。
- (2) 上記2項目の数量は、契約期間中の予定を示したものであるので、実際の納入数量に増減が生じても、異議の申立ては行わないものとし、また、納入数量の減に伴う補償的措置は講じないものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項及び履行の過程において疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 納入に要する必要経費及び納入完了までに受注者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。